

# 鳥取縣公報

縣 令

## ◇鳥取縣令第二十六號

大正十二年四月十五日縣令第二十四號工場法施行細則中左ノ通改

正ス

昭和十七年三月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第七條 規則第八條ノ四ノ規定ニ依リ工業主ノ作成スヘキ記錄又

記錄ノ寫ハ左記ニ依ルベシ

一 健康診斷ヲ爲サシメタルトキハ終了後七日以内ニ第一號

様式ノ健康診斷個人票ヲ作成スルコト

昭和十七年三月二十四日  
第一千三百十八號

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

二 厚生大臣ノ指定スル健康診斷ニ依リ更ニ健康診斷ヲ行ハ  
ザルトキハ雇入後又ハ當該健康診斷實施後十五日以内ニ其  
ノ寫ヲ作成スルコト

第八條、第九條、第十條ヲ各一條繰下新ニ左ノ一條ヲ加フ

第八條 規則第八條ノ六ノ規定ニ依リ工場主ノ爲スベキ報告ハ前  
條ニ依リ記錄又ハ記錄ノ寫ヲ作成シタル都度遲滞ナク報告ス  
ベシ

第二十條中「別記様式」ハ「第二號様式」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式 健康診断個人票

|             |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
|-------------|----|---|---|----|---|---|----|-------|----|----|---|---|
| 氏名          |    |   |   |    |   |   | 男女 | 採用年月日 | 昭和 | 年  | 月 | 日 |
| 検査年月        | 年  | 月 | 年 | 月  | 年 | 月 | 年  | 月     | 年  | 月  | 年 | 月 |
| 年齢(満年齢)     |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 別長重圍        |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 作身休胸        |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 視力          | 裸眼 | 右 | 左 | 裸眼 | 右 | 左 | 眼鏡 | 右     | 左  | 眼鏡 | 右 | 左 |
| 色聴          |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 臨床醫學的所見     |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| ツベルクリン(發赤徑) |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 皮内反應判定      |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| エツクス線所見     |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 赤沈速度        |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 喀痰中結核菌      |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 其他検査        |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 疾病異常        |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 概評          |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 事業主對スル事項    |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 本人對スル事項     |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 備考          |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |
| 検査醫印        |    |   |   |    |   |   |    |       |    |    |   |   |

健康診断個人票記載注意事項

- 一 用紙ノ大サハ成ルベク日本標準規格B列5號トスルコト
  - 二 身長個乃至聽力欄ツベルクリン皮内反應欄及喀痰中結核菌欄ニハ各々施行標準第二號ノ1乃至9ニ依リ検査シタル結果ヲ記入スルコト
  - 三 其ノ他ノ検査欄ニハ工場法施行規則第八條ノ三第一項第三項及第四項以外ノ項目ニ付テ検査ヲ行ヒタル場合其ノ項目ト検査結果トヲ記入スルコト
  - 四 疾病異常欄ニハ診断ニ依ル病名ヲ記入スルコト
  - 五 概評欄ニハ左記標準ニ依リ可、要注意、要療養ノ別ヲ記入スルコト
- 左記ノ條件中二以上ノ條件ヲ具有スル場合ハ後ニ掲グル條件ニヨリ決定スルコト
- 甲 概評「可」ト判定スベキ健康状態
- A 健康者
- (イ) 臨床醫學的検査ニ依リ全ク疾病異常ヲ認メザルモノ
  - (ロ) 「エツクス」線検査ニ依リ全ク異常ヲ認メザルモノ又ハ石灰化竈ノミヲ認ムルモノ
- B 微症罹患者
- 左ノ疾病ニ罹レルモノ

- 乙 概評「要注意」ト判定スベキ健康状態
- C 赤沈値促進者
- 赤血球沈降速度一時間値男子十四耗以上女子二十耗以上ノモノ
- D 要注意罹患者
- (イ) 「エツクス」線検査ニ依リ陳舊性病變ヲ認ムルモノ
  - (ロ) 左ノ疾病ニ罹レルモノ
    - (一) 著シク傳染ノ慮ナキ重症ノ「トラホーム」
    - (二) 輕症ノ職業性眼病
    - (三) 陳舊性肋膜炎
    - (四) 代償機能良好ナル心臟病
    - (五) 慢性ノ胃及腸炎
    - (六) 輕症ノ脚氣
- (一) 輕症ノ傳染性皮膚病又ハ職業性皮膚病
- (二) 疑似症及輕症ノ「トラホーム」
- (三) 輕症ノ胃及腸炎
- (四) 潜伏性又ハ慢性ノ花柳病
- (五) 其ノ他之ニ準ズベキ疾病
- (六) 作業ニ支障ナキ形態異常

- (七) 蟬症ノ職業性中毒
- (八) 其ノ他之ニ準ズベキ疾病
- (九) 作業ニ支障アル形態異常
- E 腸性轉化者
- F ツベルクリン反應陽性轉化發見後一年以内ノモノ
- F 疑活動性結核罹患者  
「エックス」線検査ニ依リ疑活動性結核病變ヲ認ムルモノ
- 丙 概評「要療養」ト判定スベキ健康狀態
- G 活動性結核罹患者  
打診、聽診、「エックス」線検査、赤血球沈降速度検査及喀痰検査等ニ依リ活動性結核ニ罹レルモノト認メラルルモノ
- H 要療養罹患者  
精神病、急性熱性病、傳染性皮膚病、職業性皮膚病、傳染性眼病、職業性眼病、肋膜炎、心臟病、胃及腸炎、腎臟病、花柳病、其ノ他ノ疾病ニ罹レルモノニシテ既ニ休業シテ療養ノ必要アルモノ
- 六 事業主ニ對スル申告事項欄ニハ工場醫其ノ他検査醫ニ於テ健康診斷ノ結果勞務者ノ健康保護上特ニ事業主ニ申告ヲ要スル事項ヲ記入スルコト
- 七 本人ニ對スル注意事項欄ニハ工場醫其ノ他検査醫ニ於テ健康

診斷ノ結果勞務者ノ健康保護上特ニ本人ニ對シ注意スベキ事項ヲ記ハスルコト

八 備考欄ニハ票中記入ノ事實ニ關シ證明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スルコト

**鳥取縣令第二十七號**

昭和十三年六月二十一日縣令第三十一號工場危害豫防及衛生規則施行細則中左ノ通改正ス

昭和十七年三月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十條 削 除

第十一條 削 除

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**告 示**

**鳥取縣告示第四百六十六號**

昭和十七年臨時徵兵検査徵兵署並整理徵兵署開設日割及場所ヲ左ノ通定ム

昭和十七年三月二十四日

鳥取縣兵事官地方事務官 高 田 三 郎

一 臨時徵兵検査徵兵署開設日割及場所

| 徵 募 區      | 徵 兵 署  | 開 設 日 時                |
|------------|--------|------------------------|
| 第一(岩美郡八頭郡) | 鳥取市本町  | 昭和十七年四月十五日<br>日午前七時三十分 |
| 第二(西伯郡日野郡) | 選壽國民學校 | 昭和十七年四月十六日<br>日午前七時三十分 |

二 整理徵兵署開設日割及場所

| 全 徵 募 區 | 鳥取市東町<br>縣會議事堂 | 開 設 日 時             |
|---------|----------------|---------------------|
|         |                | 昭和十七年五月十一日<br>日午前九時 |

一 X線検査ヲ實施スルニツキ壯丁ハ前日正午迄ニ徵兵署ニ出頭スベシ

二 検査當日ハ午前七時十五分迄ニ徵兵署ニ出頭シ係員ノ指示ニ從フベシ

三 整理徵兵署開設ハ午前九時トシ第一第二第三徵募區ノ順序ニ施行ス

**鳥取縣告示第四百四十七號**

管下浦安村警防團ヲ浦安町警防團ト改稱シ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

**彙 報**

**四月の常會徹底事項**

翼賛選挙の貫徹。二百三十億貯蓄の達成。少年保護の強化

(振 興 課)

一 翼賛選挙の貫徹

来る四月三十日を期して執行せられることになつてゐる衆議院議員の總選挙に臨み、舉國的一大國民運動として大東亞戰爭完遂翼賛選挙貫徹運動が展開せられつゝあるが、今次の總選挙が現下重大戦時下にも拘らず敢へて行はれんとするの意義に鑑み國民は愈々愛國の至情を發露し、清新強力なる翼賛議會確立のため翼賛選挙を貫徹すべく、来る四月の常會に於ては次の如き趣旨の申合せを行ひ、以て大東亞戰爭完遂の大目的達成に學國邁進すべきである。

(一) 大東亞戰爭完遂に對する鐵石の決意を固めること。

(二) 清新強力なる翼賛議會確立の意識を熾にすること。

(三) 最適の人材を議會に動員するを期すること。  
 (四) 謝して在來の情弊を一掃すること。  
 尙常會を開催するに當つては選挙に關する話題及び誓ひ申合せ等は或る人を當選させ又は或る人の當選を防げるやうな内容に亙らないやうな注意を要する。

(選挙運動に關する注意事項)

個人として或る人の當選を希ひ、其の者のため選挙演説をしたり、推薦状を出したり其の他選挙運動に助勢することは、選挙運動として色々の規定があるから警察署に設けられてゐる選挙相談所に付き又は選挙運動心得を警察より貰ひ受け、違反に陥らないやうな注意を要する。

二 二百三十億貯蓄の達成

本年度の貯蓄増加目標額は二百三十億圓と決定せられたが、之は昨年度の當初目標額百三十五億圓より約百億圓即ち七割の激増であつて、之が達成は實に容易ならぬことと豫測せられるが萬一之が達成不能なる場合は大東亞戦争に必要な戦費は支辨し得られず、國民經濟の運行は阻害せられ、國民生活の安定は失はれ、延いては今次聖戰の完遂を危くするに至るのである。國民はよく此間の事情を辨へ、本目標額の達成が大東亞戦争の完遂、大東亞共榮圈の建設のため絶対必要な所以を了解し、

特に左記事項に留意し愈々貯蓄報國に邁進すべきである。  
 (一) 國民貯蓄の公的となれる所以を了解すること。  
 (二) 更に勤勞を強化し収入増加を圖り貯蓄増加に資すること。  
 (三) 時局の要請する簡素たる戦時生活を實踐すること。  
 (四) 消費生活に於ける凡ゆる非戦時色を拂拭すること。

三 少年保護の強化

少年は皇國の寶であり國力の基幹であるから、大東亞戦争を完遂し東亞共榮圈を確立するためには、少年の總べてを正しく強く育成せねばならぬ。少年法は少年にして不良行爲を爲したる者に對し刑罰に代へ保護鍊成を加へ、以て忠良たる皇國民の育成を期してゐる。

一億國民は戦時下に於ける少年保護の重要性を自覺し、特に左記事項を勵行し、以て少年不良化の防止に協力すべきである。

- (一) 常會に於て不良化防止の具體策を協議し、一人の不良少年をも出さないやうな努力すること。
- (二) 事業家は被傭者の福利施設に留意し、特に青少年被傭者の指導鍊成に努めること。
- (三) 少年法の精神を把握し少年審判所の活動を理解すること
- (四) 不良化の虞ある少年に對しては速に少年審判所と連絡し早期に適切な保護措置を採ること。

少年保護事業の目的完遂のため一般國民は直接又は間接に之を支援すること。

どんな土地にも作れる

甘栗南瓜増産の栞

(農務課)

甘栗南瓜は如何なる土地にも良く出来るもので特に草勢旺盛であるため砂丘地、黒ボコ地帯何れにも充分栽培することが出来、而して肥料さへ注意すれば連作も差支へないといふ至つて作り易い作物である。

此の甘栗南瓜を縣では既に記した如く十七年度に七千五百二十六反、生産豫定二百二十五萬七千八百貫を増産すべく各都市へ割當を行ひ所期の目的達成を期することになつてゐるが、尙ほ参考のために之が増産栽培の方法を記して一般農家の奮起を要望する次第である。

一 直播すべきか、苗を移植すべきか

本種は草勢旺盛なものであるが、根の数が比較的少ないものであるから表土の浅い瘦地又は砂丘地にあつては苗を定植せず直

播するのが安全である。併し徒長し易いものであるから、肥沃な土地にあつては別に苗を育て、定植しないと徒長し過ぎて結實少く落葉し易いから移植するがよい。但し根を傷めると伸びない。直播の場合は四月中旬頃反當二合乃至三合を一ヶ所に五粒宛播くのである。

一 温床で苗を作る場合

播種床は高設覆園温床を準備し藁、厩肥、鹿芥、糠等を用ひて一尺二寸厚さに踏込み、水肥五十貫内外をかけて發熱後に豫め調製して置いた床土を三寸程入れ、三日位して温度が攝氏二十五度位となつてから播種する。時期は今月中旬又は下旬頃反當二合乃至三合を床面積二坪位に播くのである。

種子は播種前一夜微温湯に浸してから播くがよく、粒間一寸として種子を横に寝かせて播き覆土は五、六分とする。床温は四月になると攝氏二十度位でよい。

播種後四五日で發芽するが、發芽までは障子を覆ふた儘余り換氣の必要はないが、乾けほ時々微温水を灌水するがよい。發芽後暖い日は障子を開いて換氣をし、灌水は常に控へ目にして徒長するのを防ぐことが大切である。

一 苗の假植

四月上旬頃發芽後十日目頃本葉が僅かに發生した苗を四寸乃至

00064

三寸の間隔で根を傷めやうに株に土を付けて假植するのであるが、假植後活着するまでは直射光線を避けるやうにする。

一本畑の準備

畦巾六尺、株間五尺(反當三百六十本植) 砂丘地のやうな所は畦巾五尺、株間四尺(反當五百四十本植) 位にするのが増收の基になる。本畑は畦の両面になるところに豫め前年の秋に麥を播いて置くと定植後の苗の保護となつて生育頗る良好である。

一、鞆葉

定められた植付距離に従つて直径一尺五寸、深さ五寸位の穴を掘り、此の中に元肥及び豫め準備した肥土を入れ、下のと土よく混和して其上に掘下げた土を盛つて置くのであるが、此の際臭氣の強いものを入ると瓜蠅が飛來して産卵するから危険である。

一定植の時期

五月上旬頃降霜の虞れがなくなつてから株土を充分つけて町壟に定植する。定植後は苗の上に壟を覆頭傘のやうにして被せ、直接光線を避けると共に晩霜に備へる。尙ほ四月中旬直播の場合には發芽後間引いて一ヶ所一本とする。

一、肥料の施し方

堆肥三百貫、人糞尿二百貫、雜油粕十貫、過磷酸十貫、

草木灰三十貫、元肥として人糞尿五十貫、雜油粕五貫、草木灰三十貫、第一回追肥人糞尿五十貫、第二回追肥人糞尿七十五貫、雜油粕五貫、第三回追肥人糞尿七十五貫を施すのであるが、第一回追肥は植付後一週間内外の時株の周圍に輪狀に施し、直播の場合は本葉四、五枚の時、第二回追肥は蔓の一尺二、三寸に伸びた頃、蔓先より二、三寸離れて畦に沿ひ溝を切つて施し覆土する。第三回追肥は一番顆の結顆が直径二、三寸になつた時に施す。

一 摘芯、整枝

本葉六枚の時五枚を残して第一回摘芯を行ひ、子蔓が出てから弱い子蔓を間引いて三、四本の子蔓を伸長せしめるのであるが砂丘地では二本の子蔓を伸ばす。

各子蔓に二番顆が結顆してから其の先三節を残して第二回摘芯をするのであるが、之は早目にするがよい。此の外子蔓から出る孫蔓は一切除いて無暗に繁茂するのを防ぐことが大切である。

一 花粉媒助

雨天、強風の日には虫が訪れず交配不足で落顆するから人工媒助を行ふと結顆は確實となり増收の基となる。之は朝八時頃までに終るがよく、雨が降りさうならば前日に

00065

雌花も打粟のやうなもので花弁の先を結んで内部に水が入らぬやうにし、翌朝に雄花の花粉を雌花の柱頭に付けてやつて再び花弁を結んで置く。此の際花弁は同様よりも異株がよく日本南瓜とは余りよくない。畑の隅に無肥料で栽培して置くこと雄花が早く出来て花粉用となる。

一 其の他の手入

除草は圃より、蔓が一尺五寸位に伸びた頃から敷藁をしなければならぬ。

一 病虫害の防除

瓜蠅の防除であるが、成虫に對しては定植後蔓が二尺位になつた時防虫網を覆ひ、防虫網除去後はウドンコ病防除を兼ねて硫酸鉛(又は硫酸石灰)十五匁、市販硫黄合劑(三十二度)五匁を水一斗に溶解し、發生状況を見て二、三回散布する。尙ほ瓜蠅の幼虫(根に付く蛆)には六月下旬乃至七月上旬に二回位除虫菊乳劑七〇〇倍液を一株に五合位注入する。蚜虫の發生に對しては同液一〇〇〇倍液を散布する。

一 收穫

充分完熟したものから行ふことが大切で、果皮の色澤が銹色を呈して粉裝し、果梗は裂目を現はして枯色になつたものがよい

一 貯藏

收穫したものは二斗五升式石灰二百四十匁をポルドー液に入れ顆を洗滌し一旦莖上に並べて乾してから室内の簞棚の上に並べ貯藏すれば安全である。

◎ 辭令

宮野ト改姓届出 (二月一日付) 農林技手 加藤美夫 從六位 吉岡ツグ

敘正六位 西尾愛治

敘正七位 西尾律實

敘從七位 (以上二月十六日付) 安引義雄

鳥取縣商工主事補ニ任ス

經濟部商工課勤務ヲ命ス

近藤貞實

鳥取縣農林主事補ニ任ス

經濟部農務課勤務ヲ命ス (以上二月二十日付)

00066

|                           |                         |                      |         |
|---------------------------|-------------------------|----------------------|---------|
| 米子診療所長事務取扱ヲ命ス             | 地方技師 熊野誠治               | 鳥取縣師範學校訓導            | 西垣稔夫    |
| 米子診療所長事務代理ヲ解ク (以上二月二十一日付) | 衛生技師 太田垣豐穗              | 任鳥取縣視學               |         |
| 願ニ依リ本職ヲ免ス                 | 農林主事補 博田義雄              | 學務部學務課勤務ヲ命ス          |         |
| 任鳥取縣屬                     | 經濟部水産課勤務ヲ命ス (二月二十三日付)   | 分任收入官吏ヲ命ス (以二月二十八日付) | 屬 平井進   |
| 任鳥取縣屬                     | 警察部健康保險課勤務ヲ命ス           | 境警察署長ヲ命ス             | 警部 森本繁藏 |
| 警察部健康保險課勤務ヲ命ス             | 農工主事補 吉田敏夫              | 入橋警察署長ヲ命ス            | 同 森本京藏  |
| 農林主事補 市村宗太郎               | 若櫻警察署長ヲ命ス               | 黒坂警察署長ヲ命ス            | 同 杉本宣夫  |
| 願ニ依リ本職ヲ免ス                 | 任鳥取縣屬                   | 溝口警察署長ヲ命ス            | 同 野藤富藏  |
| 任鳥取縣屬                     | 經濟部商工課勤務ヲ命ス (以上二月二十六日付) | 依願免本官                | 同 田中壽明  |
| 鳥取縣公立青年學校教諭 青木勳永          | 鳥取縣社會教育主事補ニ任ス           | 任鳥取縣屬                | 同 遠藤恒正  |
| 同 吉田峯代                    | 學務部社會教育課勤務ヲ命ス (二月二十七日付) | 警察部衛生課勤務ヲ命ス          | 同 坪倉時信  |

00067

|              |             |                         |              |
|--------------|-------------|-------------------------|--------------|
| 任鳥取縣警部       | 警部補 大江庫三    | 任鳥取縣警部補                 | 巡查 平井保       |
| 米子警察署勤務ヲ命ス   | 同 山本晴雄      | 米子警察署勤務ヲ命ス              | 同 平井順一       |
| 任鳥取縣警部       | 警察部警務課勤務ヲ命ス | 任鳥取縣警部補                 |              |
| 警察部長書記室勤務ヲ命ス | 同 山田廣雄      | 警察部經濟警察課勤務ヲ命ス (以上三月二日付) |              |
| 警察部警務課勤務ヲ命ス  | 同 岡村松藏      | 地方農林技師ニ任ス               | 廣島縣農林技師 徳山通良 |
| 警察部刑事課勤務ヲ命ス  | 同 穂山正美      | 高等官七等ヲ以テ待遇セラレ           |              |
| 鳥取警察署勤務ヲ命ス   | 同 瀧田幸雄      | 鳥取縣農林技師ニ補ス              |              |
| 米子警察署勤務ヲ命ス   | 同 井汲盛夫      | 十一級俸下賜                  |              |
| 倉吉警察署勤務ヲ命ス   | 同 小椋智一      | 蠶業取締所鳥取支所長ヲ命ス           |              |
| 同 伊藤貞男       | 同 中村清三郎     | 廣島縣農林技師ニ補ス (以上三月四日付)    | 地方農林技師 岩崎忠愛  |
| 同 伊藤貞男       | 同 小椋智一      | 願ニ依リ本職ヲ免ス               | 地方農林技師 大西保英  |
|              | 同 伊藤貞男      | 任地方技師                   |              |
|              |             | 敘高等官六等                  |              |
|              |             | 十級俸下賜                   |              |

鳥取縣勤務ヲ命ス  
經濟部農務課勤務ヲ命ス

鳥取縣小作官補 各 務 武 雄

依阿、光本官

地方農林技師ニ任ス

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣農林技師ニ補ス

十二級俸下賜

經濟部農務課勤務ヲ命ス (以上三月十日付)

### 兵器獻納資源回收 運動釀出金報告

| 金額         | 町村名    |
|------------|--------|
| 一金參拾貳圓七拾五錢 | 氣高郡明治村 |
| 一金貳拾四圓拾貳錢  | 入頭郡船岡村 |
| 一金拾貳圓拾錢    | 東伯郡橋津村 |
| 一金參拾貳圓七拾錢  | 日野郡根雨町 |
| 一金拾六圓五錢    | 西伯郡富益村 |
| 一金壹圓八拾五錢   | 西伯郡光徳村 |

一金貳拾四圓貳拾五錢  
 日野郡江尾村  
 一金七圓八拾六錢  
 東伯郡上小鴨村  
 一金四拾壹圓四拾錢  
 東伯郡浦安町  
 一金七圓六拾壹錢  
 日野郡二部村  
 一金五圓九拾參錢  
 日野郡溝口町  
 一金貳圓五拾錢  
 入頭郡佐治村  
 一金拾八圓五錢  
 氣高郡勝谷村

### ◎ 行旅死亡人

| 本籍 | 住所 | 姓名 | 年 齡 | 男 女 | 職 業 | 身 體 格 | 相 貌 特 徵 | 死 亡 概 要              |
|----|----|----|-----|-----|-----|-------|---------|----------------------|
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 右心當リノ病ニ直接該町長宛照會相成度   |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 病入トシテ收容ノ同日午後十一時死亡    |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 由ヲ失ヒ本籍住所氏名等不明ナルヲ以テ行旅 |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 加治屋町七番地先道路ニ行倒レ歩行言語自  |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 昭十六年十一月十二日午後一時頃鹿兒島市  |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 着衣ナク布呂敷様ノ如キヲ纏フ       |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 色黒ク眼球太シ              |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 身長五尺三寸位全身瘠軀頭髮白髮ニシテ長ク |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 身 體 格                |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 伸ブ                   |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 相 貌 特 徵              |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 服 裝                  |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | 救護取扱ヲ受               |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | クルニ至リタ               |
| 不詳 | 不詳 | 不詳 | 不詳  | 不詳  | 不詳  | 不詳    | 不詳      | ル經過概要                |

昭和十七年三月二十四日印刷  
昭和十七年三月二十四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海